



Contents

法改正

訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直しについて

特許侵害

従来技術の課題の内容等を考慮し充足論の判断を変更すること等により
一審の認容部分を取り消した事例

知財高裁(3部)令和3年6月28日判決〔カード決済セルフ式ガソリンスタンド事件〕

審決取消

進歩性ありとして無効審判請求を不成立とした審決の一部を取消した事例

知財高裁(3部)令和3年6月28日判決〔油組成物からの好ましくない成分の除去発明事件〕

商標

商標類否の判断事例

東京地裁(46部)令和3年6月17日判決〔「ふふふ」vs「富富富」事件〕

事務所 *News* ・執筆情報のご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

法改正

訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直しについて


 重富 貴光
 PROFILEはこちら

現行法では、訂正審判請求及び訂正請求を行う場合には、通常実施権者等の承諾が必要であるとされています(特許法127条並びに同条を準用する120条の5第9項及び134の2第9項)。

この制度に関し、令和3年5月に可決・成立した令和3年特許法改正では、通常実施権者等の承諾を不要とする法改正がなされました¹。

改正の背景ですが、標準必須特許・パテントプールをはじめとして、近年、多数の特許権を多数の者に対して実施許諾をする仕組みが従前にもまして増加しており、特許権者が特許の訂正審判請求又は訂正請求を行うに際して全ての通常実施権者の承諾を得ることが困難な状況となっています。これに対し、特許法上は通常実施権者の承諾を得ることが求められるとともに、侵害訴訟においても通常実施権者の承諾を得ない訂正に基づく権利行使(具体的には訂正の再抗弁)は認められないとの判断がされていました(例として、[東京地判平成28年7月13日「眼鏡用レンズ事件」](#))。このように、通常実施権者の承諾を得ることが困難な状況の下で、特許権者が訂正による防御を行う手段が制約されている状況に鑑み、訂正審判請求及び訂正請求における通常実施権者の承諾を不要とする法改正がなされるに至りました。

この改正にあわせて、令和3年2月公表に係る「[ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方](#)」と題する報告書記載の表に示すとおり、特許権の放棄に際しても、通常実施権者の承諾を不要とする法改正がなされています。

法改正を踏まえた実務上の留意点ですが、第1に、いわゆる独占的通常実施権者との関係においても、改正法施行後は独占的通常実施権者の承諾を得ることなく訂正を行うことができるようになったことに留意が必要です。独占的通常実施権者は、特許権者との契約において債権的権利ではあるものの、特許を独占的に実施することができる地位を有していますが、特許権者が訂正を行うことについて承諾によるコントロールを成しえないこととなります。この独占的通常実施権者の利益保護の観点からは、衆議院の附帯決議においても「独占的通常実施権者に不測の損害が生じること等がないよう、権利関係の実情を踏まえ制度の周知徹底等適切な措置を講じること」との決議²がなされています。

第2に、今後の論点として、現行法の下で締結済みの実施許諾契約に基づく通常実施権者(「既存の通常実施権者」)との関係において、改正法施行後に特許権者が既存の通常実施権者の承諾を得ずして訂正をした場合に、既存の通常実施権者との関係で契約違反が成立するか否かという論点がありえます。すなわち、現行法の下では、訂正をする場合には既存の通常実施権者の承諾を得べきとのルールの下で実施許諾契約が締結されており、契約当事者の意思としては訂正に際しては既存の通常実施権者の承諾を得べきという意味が形成されていたと解される場合もあり得るように思われます。今回の特許法改正によって特許庁に対する訂正を行うに際しては既存の通常実施権者の承諾を得る必要がなくなりますが、そのこととは別に、既存の通常実施権者との契約上の問題として承諾を得ずして訂正をすることが当然に許容されるかについては議論・解釈の余地が残るよう思われます。

特許権者及び通常実施権者の双方にとって訂正・放棄に関して重要な法改正がされましたので、ご紹介させていただきます。

¹ 改正法概要等については、[特許庁ウェブサイト](#)をご参照ください。

² https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/keizaiC0B262DCA75787CE492586C3001F2852.htm

| | 特許法上承諾を必要とする者 | 特許法上承諾を必要とする者 | | | |
|-------------|-------------------------------|------------------------|----------------|--------|-----|
| | | 許諾による通常実施権者(又は仮通常実施権者) | 職務発明に基づく通常実施権者 | 専用実施権者 | 質権者 |
| 承諾が必要とされる行為 | 訂正審判の請求(特許法第127条) | 要→不要 | 要→不要 | 要 | 要 |
| | 訂正請求(同法第120条の5第9項、第134条の2第9項) | 要→不要 | 要→不要 | 要 | 要 |
| | 特許権の放棄(同法第97条第1項) | 要→不要 | 要→不要 | 要 | 要 |
| | 専用実施権の放棄(同法第97条第2項) | 要* | - | - | 要* |
| | 仮専用実施権の放棄(同法第34条の2第7項) | 要* | - | - | - |
| | 実用新案登録に基づく特許出願(同法第46条の2第4項) | 要* | 要* | 要* | 要* |

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許侵害

従来技術の課題の内容等を考慮し充足論の判断を変更すること等により
一審の認容部分を取り消した事例

廣瀬 崇史

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)令和3年6月28日判決(令和2年(ネ)第10044号)裁判所ウェブサイト〔カード決済セルフ式ガソリンスタンド事件〕

裁判例はこちら

本件は、「流体供給装置及び流体供給方法及び記録媒体及びプログラム」の特許第4520670号(本件特許¹)の特許権者である一審原告(X)が、一審被告(Y)の製造販売するセルフ式ガソリンスタンドにおいて非接触式ICカードを用いた代金決済を可能にする装置(Y装置)及びY装置に格納されているプログラムが本件特許の技術的範囲に属する旨を主張して、Yに対し差止め及び損害賠償を求めた事案です。原審である東京地裁は、差止請求を認め、損害賠償請求を元本約4億5000万円の範囲で一部認容しました。XY双方は、敗訴部分を不服として控訴したところ、知財高裁は、原審でXが勝訴した部分を取り消して、当該部分についてのXの請求を棄却しました。知財高裁の判断の概要は次のとおりです。

1 充足論

本件では、Y装置で利用が想定されている非接触式ICカードが、本件特許に係る発明(本件発明)における「記憶媒体」に該当するかどうかということが一つの争点となりました。

知財高裁は、まず、発明とは課題解決の手段としての技術的思想なのであるから、発明の構成として特許請求の範囲に記載された文言の意義を解釈するに当たっては、発明の解決すべき課題及び発明の奏する作用効果に関する明細書の記載を参酌し、当該構成によって当該作用効果を奏し当該課題を解決し得るとされているものは何かという観点から検討すべきであるとの一般論を述べました。

そして、明細書の記載(【0005】～【0007】)によれば、本件発明の構成は、主として磁気式プリペイドカードを用いた従来技術において生じていた次の3つの課題を解決するものであると認定しています。

- ①プリペイドカードがカードリーダーに挿入されると、外部から見えないため、給油終了後に運転者がカードを置いたまま退場してしまうおそれがある。
- ②プリペイドカードがカードリーダーに挿入されている場合、その間に、当該カードを使って別の買い物ができない。
- ③プリペイドカードの一部がカード挿入口からはみ出した状態で構成された方式では、置き忘れは防止される反面、給油中に引き抜けるので盗難にあう可能性がある。

その上で、知財高裁は、Y装置において非接触式ICカードを用いる場合は、基本的には常に顧客によって保持されることが予定されていること等を理由に、本件発明が解決の対象としており上記3つの課題がそもそも生じず、本件発明による解決手段の対象ともならないのであるから、非接触式ICカードは本件発明にいう「記憶媒体」に当たらないと判断しています。

2 無効論

知財高裁は、仮に本件発明の「記憶媒体」が非接触式ICカードを含むと解釈した場合を前提に、無効論を検討しました²。

具体的には、まず、知財高裁は、本件特許の出願当時、セルフ式ガソリンスタンドにおいて現金を用いた代金決済を可能にする装置が公知であったことを認定し、現金による支払を非接触式ICカードによる支払に置き換えることの着想は、非接触式ICカードがしばしば「電子マネー」と呼ばれていたこと等に照らして、容易であると認定しました。そして、本件発明の構成によって非接触式ICカードを用いて給油代金を決済する手順は、上記公知装置において、現金による支払を非接触式ICカードによる支払に置き換えようとするれば、当然に採用される手順であることから、本件発明は、上記公知装置との関係で進歩性を欠く

¹ 本件特許は、セルフ式ガソリンスタンドにおいてプリペイドカード等の「記憶媒体」を用いた代金決済を可能にする装置及びプログラムの発明に係る特許です。

² 正確には本稿に記載された以外の無効理由の主張もありますが、紙面の関係で、判決要旨に記載されたもののみを取り扱っています。

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

と認定しました。

3 自白の撤回への該当性

本件では、本稿の充足論において述べた点以外にも、本件発明やY装置における金額の引落しの仕組みに関するYの主張を基に、本件発明の構成要件におけるカードからの「先引落とし」額は、Y装置における「先引落とし」額とは異なる(具体的には、前者では顧客が決定するという構成を想定しておらず、後者では顧客が決定することになっている)との認定が最終的に知財高裁によりなされています。この点に関し、Xは、Yが原審の答弁書における認否で、Y装置について「先引落とし」額に関連する特定の構成要件の充足性³を認めていたこと根拠に、Yの主張は、自白の撤回に当たり、許されない旨を主張していました。

知財高裁は、自白が成立しているかどうかは、当事者の答弁の全体を踏まえて検討すべきとの前提を述べた上で、均等主張に対する認否の項や、Yの主張の項において、実質的には、Y装置において行われている処理は、本件発明の上記特定の構成要件において行われている処理とは異なることを主張するもの⁴と理解すべきものであることから、Yの主張は許されないとはいえないと認定しました。

4 無効理由の時機に遅れた攻撃防御方法への該当性

本件では、無効理由のうちいつかが、原審における侵害論の心証開示後に主張されたものであり、そのため、原審で時機に後れたものとして取り扱われたという事情がありました。

知財高裁は、充足論における原審の主張整理は、争いがあるものとして扱うべき論点を争いのないものとして扱ったという不備があり、無効論に関する主張の要否や主張の時期等は、充足論における主張立証の推移と切り離して考えることができないことから、充足論について、本来更に主張立証が尽くされるべきであったと考えられる本件においては、無効主張が原審による心証開示後にされたという一事をもって、時機に後れたものと評価するのは相当ではなく、かつ、無効事由に関する当審における無効主張は、控訴後速やかに行われたとし、時期に遅

れた攻撃防御方法として却下すべきでないと判断しました。

本判決は、事例判決ですが、充足論等の判断について、東京地裁と、知財高裁の判断が分かれた事例であり、明細書の記載等を根拠に従来技術における課題を検討し、それを、構成要件該当性の判断に反映させた例として、また、例外的な状況下ではあるものの、原審における充足論に関する主張整理の不備に起因して、侵害論の心証開示後に主張された無効理由の主張が許されるとした事例として、実務上参考になりうると思われましたのでご紹介した次第です。

³ 正確には、判決書中の、本件発明1における構成要件1C1を指します。

⁴ 例えば、「[a]本件発明1の構成要件1Cにおいて引き落とす金額は設定器のシステムが設定するのに対して、被告給油装置の構成要件1cにおいて引き落とす金額は顧客が指定する金額である」といった主張がなされていました。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみを依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

審決取消

進歩性ありとして無効審判請求を不成立とした審決の一部を取消した事例



平野 恵稔

PROFILEはこちら

裁判例はこちら

知財高裁(3部)令和3年6月28日判決(令和2年(行ケ)第10033号)裁判所ウェブサイト〔油組成物からの好ましくない成分の除去発明事件〕

本件は、発明の名称を「油組成物からの好ましくない成分の除去」とする被告(Y)の特許の請求項1ないし17に係る17の発明について、無効審判請求を不成立とする審決がなされたため、本件発明を無効と考える原告(X)が提起した取消訴訟です。本判決では、本件審決の本件発明7及び10に係る部分を取消しました。

本稿では、甲2号証の文献に記載された甲2発明に関する部分のみを紹介します。

■ 甲2発明と本件発明1との相違点についての容易想到性(否定)

➤ 甲2発明と本件発明1の発明との相違点

判決では相違点は「油組成物中の好ましくない成分の量を低減する方法が、本件発明1では、「(b)原油組成物を水性流体処理ステップにかけるステップであり、原油組成物中に存在する好ましくない親水性成分が、内部揮発性作業流体として有効な量の…遊離脂肪酸を含む油組成物が得られるような条件の下で原油組成物から分離されるステップ」を含み、「ここで、ステップ(b)の水性流体処理ステップが、原油組成物を、…の塩基を含む水性流体と接触させて、それによって原油組成物中に存在する遊離脂肪酸が部分中和されるステップを含み、ステップ(b)後に、油組成物中の遊離脂肪酸の量が…である」のに対し、甲2発明では、この様なステップを含んでいるのか不明な点。」であるとして相違点4-2。下線部は本件発明7及び10との相違点10-2と異なるところ。

➤ 相違点についての容易想到性

判決では、次のような論理で容易想到性を否定しています。すなわち、本件発明1のステップ(b)は、原油組成物を水性流体処理ステップにかけるステップであり、かつ、部

分脱酸のステップを含むものである。また、優先日当時、①油の精製において、アルカリ精製による脱酸処理(遊離脂肪酸の中和による除去)の前に脱ガム処理を経ること、②一般的な脱ガム処理の方法の1つとして、水や水蒸気等の水性流体を油組成物と接触させ、水和したガム質を含む親水性の不純物を油から分離して除去する方法があったことは周知の技術である。

そして、本件発明1のステップ(b)は、水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理を行う際に、一定量の塩基を用いることにより、従来は次の工程で行われていた脱酸処理の一部(部分中和)を併せて行うこととしたものであり、一方、甲2発明では、ストリッピング工程において、魚油の混合物中に元々含まれている遊離脂肪酸を内部揮発性作業流体として作用させることにより、1つの処理工程で遊離脂肪酸及び環境汚染物質を共に分離し、効率的に環境汚染物質の量を減少させ得ることが、主要な作用効果である。

本件発明1のステップ(b)は、ストリッピング工程の前に脱酸処理の一部(部分中和)を行うものであるから、これを甲2発明に組み合わせることは、甲2発明に新たな別の脱酸処理の工程を加えることを意味し、このように二度の脱酸処理という構成を採ることは、一度の脱酸処理によって効率的に環境汚染物質の量を減少させることを主要な作用効果とする甲2発明の技術的思想とは合致しない。そうすると、甲2文献に接した当業者は、本件発明1のステップ(b)の工程を採用することを動機付けられるものではない。

■ 甲2発明と本件発明7及び10との相違点についての容易想到性(肯定)

➤ 甲2発明と本件発明7及び10以外の発明との相違点

[次ページへ続く](#) ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

判決では相違点は「油組成物中の好ましくない成分の量を低減する方法が、本件発明7では、「(b)原油組成物を水性流体処理ステップにかけるステップであり、原油組成物中に存在する好ましくない親水性成分が、内部揮発性作業流体として有効な量の・・・遊離脂肪酸を含む油組成物が得られるような条件の下で原油組成物から分離されるステップ」を含み、「ここで、ステップ(b)の水性流体処理ステップが、原油組成物を実質的に塩基なしで水性流体と接触させるステップを含み、水性流体が、相分離を改善するための・・・(無機)塩を含有し、ステップ(b)後に、油組成物中の遊離脂肪酸の量が・・・である」のに対し、甲2発明では、この様なステップを含んでいるのか不明な点。」であるとしました(相違点10-2。下線部は本件発明1との相違点4-2と異なるところ)。

➤ 相違点についての容易想到性

判決では、次のような論理で容易想到性を肯定しています。すなわち、本件発明7及び10のステップ(b)は、原油組成物を実質的に塩基なしで水性流体処理ステップにかけるステップであり、かつ、相分離を改善するために無機塩を水性流体に添加するものである。また、優先日当時、①油の精製において、アルカリ精製による脱酸処理の前に脱ガム処理を経ること、②一般的な脱ガム処理の方法の1つとして、水や水蒸気等の水性流体を油組成物と接触させ、水和したガム質を含む親水性の不純物を油から分離して除去する方法があったことは周知の技術である。さらに、優先日当時、③蒸留(物理的精製)による脱酸処理の前に脱ガム処理又は水洗の処理を経ることや、④水や水蒸気等の水性流体を油組成物と接触させた後に分離する処理によってタンパク質性化合物が除去されることも、周知であった。

そうすると、本件発明7及び10のステップ(b)は、タンパク質性化合物を含む親水性の不純物の少なくとも一部を油から分離させて除去し得る点において、周知の水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理又は水洗の処理と異なるところはない。甲2発明では、油をストリッピング工程の前に前処理してもよく、そして、ストリッピング処理を行う

前に水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理又は水洗の処理を経ることが周知であったことからすれば、甲2発明のストリッピング処理の前に、水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理又は水洗の処理を行い、親水性の不純物の少なくとも一部を油から分離させて除去することを、当業者は当然に動機付けられる。また、水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理又は水洗の処理においては、水相と油相との界面が十分に解乳化され、水性流体を油から容易に分離することが可能な状態となることが好ましいことは明らかで、一般科学においては、従来から、⑤塩化ナトリウム等の塩を解乳化剤として用いることが広く知られていたと認められることからすれば、水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理又は水洗の処理においても、水相と油相との界面を解乳化し、水性流体を油から容易に分離することが可能な状態とするために、塩化ナトリウム等の塩を用いることを、当業者は当然に動機付けられる。

本判決は、審決で進歩性を肯定した本件発明の一部について、多くの周知技術を証拠によって認定し、甲2発明に周知技術を適用することを容易想到としたもので、周知技術の適用によって特許発明の進歩性を否定する際の参考になると思いますので、ご紹介させていただきます。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

商標

商標類否の判断事例



岩崎 翔太
PROFILEはこちら

東京地裁(46部)令和3年6月17日判決(平成31年(ワ)第11130号)裁判所ウェブサイト[「ふふふ」vs「富富富」事件]

裁判例はこちら

本件は、指定役務を第35類「飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」とする「ふふふ」の文字を横書きしてなる本件商標権(登録第5458965号)を有する原告(株式会社ふふふの代表取締役)が、被告ら(富山県及び株式会社JAライフ富山)に対し、「富富富」の標準文字からなる被告標章2などの使用差止等を求めた事案です。被告らは、被告富山県が新品種の米(本件米)の名称を「富富富」(被告標章2)に決定した上、被告標章2などを付した米袋に本件米を詰めて販売等を行っていました。本件では、被告標章2を含む被告各標章と本件商標の類否が主な争点とされましたが、本稿では、被告標章2に関する判断を紹介いたします。

本件商標

ふふふ

被告標章2

富富富

裁判所は、本件商標及び被告標章2の類否について、以下のとおり判示して、両者は類似しないと結論付けました。

(1)本件商標について

➤ 「本件商標は、『ふふふ』の平仮名文字によって成り、『フフフ』の称呼を生じ、口を開かずに軽く笑う声、口を閉じぎみにして低く笑うときの笑い声の様子、いたずらっぽく、少々ふざけて、含み笑いをするときの様子等といった観念を生じ得る。」

(2)被告標章2について

➤ 「被告標章2は、『富富富』の漢字によって成り、『フフフ』、『トミトミ』の称呼を生じる。そして、『富』の漢字に、『とむ。物がゆたかにある。とみ。財産。』という意味があること(弁論の全趣旨)から、被告標章2は、これらの意味や『3つの富』という漠然とした意味合いを想起させることがあるとしても、何らか

の具体的な観念を生じるとまではいえない。」

- 「被告標章2と本件商標を比較すると、これらは外観において明らかに異なる。他方、被告標章2と本件商標は、『フフフ』の称呼を共通にする場合がある。もっとも、被告標章2は特定の観念を生じないのに対し、本件商標は軽く笑う声等の観念を生じ、これらは観念において異なる。そうすると、被告標章2と本件商標は、称呼において類似する場合があるとしても、外観、観念において相違しており、その出所について誤認混同を生じさせるような取引の実情があるとは認められず、同一又は類似の商品等に使用された場合に、商品等の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるとは認められない。」
- 「したがって、被告標章2は本件商標と同一又は類似のものではない。」

裁判所は、以上のとおり、「称呼において類似する場合があるとしても、外観、観念において相違している」と判断しました。もっとも、被告らは、本件米の宣伝広告(テレビ、新聞、インターネット、イベント等)において、「富富富」の呼び方を「ふふふ」と紹介しており、被告各標章の中には「富富富」の送り仮名として「ふふふ」という文字を併記したのもあったことから、称呼が同一であると判断される可能性もあったように思われます。その場合、「フフフ」という称呼自体に加え、(標章使用者が当該標章に込めた意味が観念に直結する訳ではありませんが、)被告らが宣伝文句として「ほほえむうまさ、富山から。」という文言を統一的に使用し、米袋にも記載していたことを踏まえると、観念においても同一又は類似すると判断された可能性も否定できない事案であったと考えられます。

本件は事例判断ですが、商標の類否判断の一例として実務上も参考になり得ることから紹介した次第です。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによって依頼されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



事務所 News

当事務所の知的財産グループは IAM Patent 1000 Japan Domesticの分野で高い評価を得ました

Law Business Research Ltdが発行するIAM (Intellectual Asset Management) Patent1000の2021年版において、当事務所はJapan Domesticの下記分野にて高い評価を得ました。
また当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。

【分野】

- ・Litigation : Bronze Tier
- ・Transactions : Recommended

【弁護士】

- ・Litigation: Silver : 重富 貴光
- ・Litigation: Bronze : 古庄 俊哉

関連サイト (IAM Patent 1000) はこちらからご覧いただけます。



執筆情報のご案内

「The Intellectual Property and Antitrust Review 6th edition Japan Part」

著者:重富 貴光 古庄 俊哉 廣瀬 崇史

書籍名:The Intellectual Property and Antitrust Review 6th edition

出版社:Law Business Research Ltd.

関連サイトはこちらからご覧いただけます。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。